

東広島市道路附属物等調査業務 仕様書

令和 7 年 7 月

東広島市 建設部 技術企画課

東広島市道路附属物等調査業務 仕様書

1 業務目的

東広島市では、昨年度「東広島市道路等維持管理システム」を構築した。本システムでは、「施設台帳システム」「維持管理システム」があり「施設台帳システム」では、橋梁、トンネル等の主要な道路構造物は搭載されており適正な管理が行われている。また、本市が管理する道路は、約 2,228.1km あり、そのうち 581.4km は「東広島市舗装維持修繕計画」に基づき、システムに搭載されている。

一方、道路附属物（道路照明灯、道路反射鏡、道路標識等）は、数量が膨大なため、台帳整理が十分に行われていない。そのため、市民より通報等を受けた際に、施設情報を十分に把握できていないため、迅速な対応ができないという課題がある。また、舗装に関しても残り約 1,646.7km に対しては、計画的なものではなく、維持修繕に対して事後的な対応となっており、管理瑕疵の発生にもつながる。

そのため、本業務は、「東広島市道路等維持管理システム」の機能拡充を目的として①道路附属物の台帳システム搭載のための位置情報等の取得、②認定市道約 1,646.7km に対する舗装の路面状況の情報を取得し AI 解析による劣化診断を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

東広島市道路附属物等調査業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

3 業務内容

本業務内容は、次のとおりとし、具体的な作業内容については、発注者と協議したうえで決定する。

なお、記載のない作業であっても本業務に必要な作業がある場合は提案し、本業務範囲とすること。

(1) 道路附属物の位置情報等取得

本市が管理する認定市道約 2,228.1km にある道路附属物の位置情報等を取得すること。取得方法について、市職員の運転する公用車に機器を設置することにより位置情報等を取得する提案も可とする。なお、次の要件を満たすものとする。

- ・位置情報等とは、位置（緯度、経度）、施設種別、施設の写真である。位置（緯度、経度）は、小数点以下 6 桁とする。
 - ・位置情報は、測位誤差が概ね 1～3 メートル以内であること。
- また、提案にあたっては、使用する測位技術およびその精度に関する根拠資料を記載すること。
- ・対象範囲は、認定市道約 2,228.1km にある道路附属物（令和 7 年 1 月以降のものとする。）
 - ・取得する道路附属物とは、道路照明灯、道路反射鏡、道路標識を必須とするが、その他の附属物の位置情報等取得ができる場合は提案すること。
 - ・取得情報の形式は、既存の道路等維持管理システムで管理するため、当該システムに登録可能

な形式とし、位置、施設種別は CSV 形式【別紙参考様式①】、写真の画像ファイルは jpg 形式（1 ファイル 200～300KB）とする。

- ・道路照明灯については、単独柱だけでなく、電柱等への添架も含める。また、防犯灯との区別を精査すること。
- ・取得した位置情報等は、既存の台帳データ【別紙参考様式②】と位置情報を突合させ、突合した台帳データの内容を反映すること。

（２）舗装路面状況の AI 解析による劣化診断

本市が管理する認定市道約 2,228.1km のうち路面性状調査未実施の約 1,646.7km に対して舗装路面状況の情報を取得し、AI 解析による劣化診断を行うこと。取得方法について、市職員の運転する公用車に機器を設置することにより画像を取得する提案も可とする。なお、次の要件を満たすものとする。

- ・AI 解析による劣化診断とは、AI を活用して画像ファイルを解析し、舗装の劣化診断を行うものである。
- ・劣化診断とは、路面の状況を画像解析にて、定量的に評価し判定を行うことをいう。なお、診断に用いる項目（ひびわれ率等）については、提案するものとする。
- ・対象範囲は、路面性状調査未実施の認定市道約 1,646.7km である。（令和 7 年 1 月以降のものとする。）
- ・位置情報は、測位誤差が概ね 1～3 メートル以内であること。
また、提案にあたっては、使用する測位技術およびその精度に関する根拠資料を記載すること。
- ・取得情報の形式は、既存の道路等維持管理システムで管理するため、当該システムに登録可能な形式とし、位置、診断結果は CSV 形式【別紙参考様式③】、画像ファイルは jpg 形式（1 ファイル 200～300KB）とする。

（３）データの調整・整備

（１）（２）で取得したデータは、本市の道路等維持管理システムへ搭載できるようデータの調整・整備を行う。

なお、データ形式については、当該システム管理業者と協議・調整を行うものとする。

（４）画像取得について

（１）（２）記載の「市職員の運転する公用車に機器を設置することにより位置情報等（画像）を取得する提案も可とする。」について、公用車は 2 台を走行し、約 1 か月程度で取得する想定である。

4 成果物等

本業務の成果物は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| （１）取得データ（３．（１）（２）で取得し、整理したデータ） | 1 式（CSV 形式、jpg 形式） |
| （２）取得画像データ（画像データ全てとし、（１）取得データと紐づける事） | 1 式（jpg 形式） |
| （３）各種解析資料 | 1 式 |
| （４）業務報告書（紙媒体、電子媒体） | 1 式 |

【参考】本市の既存システム

- ・施設維持管理 GIS：国際航業株式会社「道路等維持管理システム」
- ・統合型 GIS：国際航業株式会社「SonicWeb-EXT」
- ・公開型 GIS：国際航業株式会社「ひがしひろしまっぷ」

5 その他

(1) 貸与資料

- ・道路照明灯、道路反射鏡、道路標識の Shape データ及び属性データ

発注者が保有する資料については、本業務を遂行する目的のみ使用することを条件に、必要に応じ貸与するものとする。発注者が貸与する資料は、本業務の完了後、速やかに返却しなければならない。

(2) 秘密保護

受注者は、データの漏えい、紛失、盗難等を防止に最大限留意し、許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を契約期間中又は契約期間終了後を問わず、他に漏らしてはならない。

(3) 情報セキュリティの対応

本業務の履行に当たり、東広島市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(4) 業務分担

本委託業務について、発注者側の作業と受注者の作業に不明瞭な部分を確認した場合は、発注者に報告を行い、協議により分担を明確にすること。

(5) 仕様変更

受注者は、やむを得ない事情により業務説明書の内容を変更する必要がある場合は、発注者とその対応について協議を行うこと。

(6) 守秘義務

本業務の履行に関して知り得た事項は第三者にもらしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するため、知る必要のある者以外に漏えい又は開示してはならない。

(7) 記載外事項

本仕様書に明記のない事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上、明確にするものとする。

(8) その他

本業務の提供に係る契約は、東広島市が実施する公募型プロポーザルの結果に基づき、東広島市と提供事業者が締結することとする。

なお、本業務で作成したデータを道路等維持管理システムへ登録する作業は、本業務の契約とは別に当該システム管理業者と業務契約を締結することを想定している。そのため、本業務に係る業務委託契約においては、道路等維持管理システムへ搭載するデータを作成するまでとする。

道路附属物記録様式（道路照明灯）

[illegible]

既存台帳データ（道路照明灯）

街 路 灯 台 帳 (東広島市街路灯)

街 路 灯 番 号	タ-00393	路 線 名	○線
設 置 場 所	〇〇町〇〇	住 宅 地 図	
設 置 年 月 日	H〇年〇月	契 約 番 号	
規 格	高圧ナトリウムランプ 180W		
設 置 柱	単独柱		

位置図及び現況写真

地图

写真

[illegible]

摘要

既存台帳データ（道路反射鏡）

カーブミラー番号	サ -1452
カーブミラー設置場所	東広島市 ○○町○○

西条町・・・サ
高屋町・・・タ
八本松町・・・ハ
志和町・・・シ

位置図

写真

※写真は正面から全景が写るよう写す。

地図	写真
----	----

設置年	平成 30 年					
ミラー	○	800mm		1000mm		
	○	シングル		ダブル		
支 柱	○	76. 3mm		89. 1mm		電柱供架
		直 柱	○	曲 柱		
基 礎		コンクリート 基礎	○	削 孔		

修繕履歴	年 月 日	修 繕 内 容

	年 月 日
移 設	
撤 去	

診断結果記録様式

[illegible]